

# あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい  
年金講座(その46)

## 総報酬制導入について(その2)

Q

平成15年4月から総報酬制が導入されますが、60歳以後に在職した場合の年金の支給額はどのように調整されますか？

A

現在と同様に算定した標準報酬月額と、該当する月以前1年間のボーナス(標準賞与額)を12で割った額を合計した「総報酬月額相当額」を算出し、これと年金額をもとに支給停止額を算定します。

60～64歳の方は、「総報酬月額相当額」と「基本月額(年金月額×0.8)」をもとに下記1のしくみで、65～69歳の方は、「総報酬月額相当額」と「年金月額」をもとに下記2のしくみで在職中の年金支給額が計算されます。

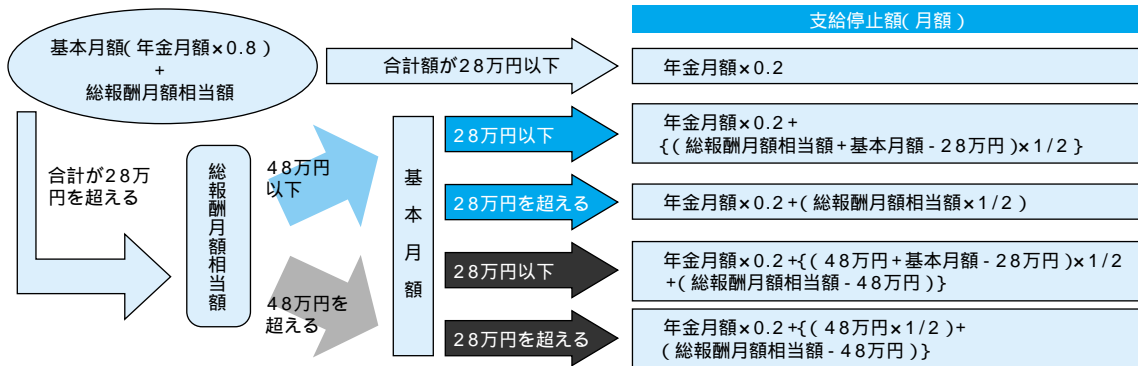
この算定式は1年前のボーナスを基準とするため、総報酬制の導入後1年が経過した平成16年4月から実施されます。

変更点

現在、60歳以降の在職老齢年金は月収に応じて年金額を調整していますが、ボーナスを含めた総報酬ベースの計算方法に変更されます。

	導入前	導入後
調整の対象となる報酬額	標準報酬月額	総報酬月額相当額 標準報酬月額 + (直近1年間の標準賞与額の総額 ÷ 12)
基本月額の基準額	22万円	28万円 (28万円 22万円 × 1.3)
基本月額と総報酬月額相当額の基準額	37万円	48万円 (48万円 37万円 × 1.3)

### 1. 60歳代前半の在職老齢年金(60～64歳)

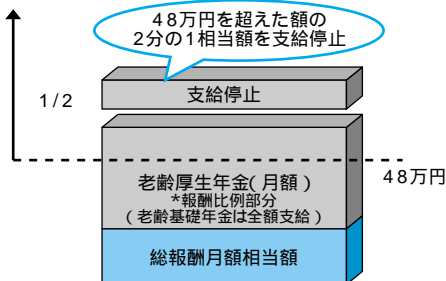


### 2. 60歳代後半の在職老齢年金(65～69歳)

老齢基礎年金は全額支給されます。

総報酬月額相当額と年金月額の合計が48万円を超えた場合は、超えた額の2分の1に相当する額の老齢厚生年金を支給停止します。

支給停止額が報酬比例部分の額を超えると、報酬比例部分と加給年金額が支給停止されます。



平成16年4月から実施されます

賞与を含めた在職老齢年金の支給停止額を計算するためには、その月以前の1年間分の賞与支払額が必要となりますので、実際に実施されるのは、総報酬制導入から1年が経過した平成16年4月からとなります。

なお、平成16年3月までの在職老齢年金については従来どおり、標準報酬月額と年金額とで支給調整が行われます。